別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条の改正規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（特定海域運航責任者に関する経過措置）

第二条　施行日前に行われた講習の課程（この省令による改正後の船員法施行規則（以下「改正規則」という。）第十五号表第二号下欄の講習の課程と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認めるものに限る。以下「同等課程」という。）を修了した者は、改正規則第十五号表第二号下欄の講習の課程を修了した者とみなす。この場合において、改正規則第七十七条の十一第二項の規定により提出する申請書には、改正規則第十五号表第二号下欄の講習の課程を修了したことを証する書類に代えて、同等課程を修了したことを証明する書類を添付しなければならない。

第三条　この省令の施行日から起算して二年を経過する日までの間は、次の表上欄に掲げる資格の区分に応じて、同表下欄に掲げる要件を満たしている者は、当該資格を有しているものとみなす。

甲種特定海域運航責任者	次のいずれかに適合すること。 1　施行日前五年以内に、特定海域を航行する船舶（以下「特定海域航行船舶」という。）において、船長又は一等航海士若しくは運航士（四号職務）として三月以上従事した経験を有すること。 2　同等課程を修了し、かつ、施行日前五年以内に、特定海域を航行する船舶において、船長又は一等航海士若しくは運航士（四号職務）として二月以上従事した経験を有すること。
乙種特定海域運航責任者	次のいずれかに適合すること。 1　施行日前五年以内に、特定海域航行船舶において、船長又は甲板部の当直を行う職員として三月以上従事した経験を有すること。 2　同等課程を修了したこと。

（海上労働証書に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正前の船員の労働条件等の検査等に関する規則第四号様式による海上労働証書は、その有効期間内に限り、同条の改正規定の施行後も、なおその効力を有するものとする。

○国土交通省令第五十号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十四条第一項の規定に基づき、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法施行規則	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）